

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社女屋スポーツ工事（所在地 群馬県前橋市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和3年8月19日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

(問い合わせ先)

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 池田 潤 Tel 025-370-6647 (ダイヤルイン)

総務部 契約管理官 深澤 順磨 Tel 025-370-6650 (ダイヤルイン)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社女屋スポーツ工事	群馬県前橋市三俣町3丁目13番地の3

2. 指名停止措置期間： 令和3年8月19日～令和4年1月18日（5ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者の代表取締役は、群馬県前橋市発注の公園遊具整備工事の入札に関し、前橋市職員から事前に予定価格の情報を入手し、その情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和3年4月7日、公契約関係競売入札妨害容疑で群馬県警に逮捕された。

また、別の公園遊具整備工事の入札に関しても、事前に予定価格の情報を入手し、その情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和3年4月27日、公契約関係競売入札妨害容疑で群馬県警に再逮捕され、令和3年5月17日、公契約関係競売入札妨害の罪で、前橋地方裁判所に起訴された。

さらに、予定価格漏えいの便宜を受けたい趣旨及びその謝礼として、前橋市職員にビール券を贈ったとして、令和3年5月17日、贈賄容疑で群馬県警に再逮捕された。

5. 措置理由

上記4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第10号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措置要件	期間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（第12号に掲げる場合を除く。）	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内